



栃木県公報

平成25年
3月29日(金)
号外
第46号

目次

条 例

○栃木県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部改正	1
○栃木県県税条例の一部改正	2

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部改正（栃木県条例第49号）

- 1 基金の設置の目的に、県内で生産される木材の需要の拡大を図ることを追加すること等としました。（第1条関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第50号）

- 1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置等の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとしました。（附則第30条関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

栃木県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十九号

栃木県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

栃木県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年栃木県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「森林整備加速化・林業再生事業費補助金」の下に「及び森林整備加速化・林業再生整備費補助金」を加え、「を確保し」を「の確保及び需要の拡大を図り」に、「図る」を「推進する」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(林業振興課)

栃木県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第七項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業を含む。）」を削る。

附則第三十条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第七十二条第七項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（税務課）